

特許法実施細則改正案(意見募集稿)概要まとめ

康信国際特許事務所

2020年10月17日に第四次改正特許法が可決され、2021年6月1日より施行されることになりました。改正特許法の施行に合わせて、2020年11月27日に「特許法実施細則改正案(意見募集稿)」が公布され、2021年1月11日までに意見募集を行うことになりました。ご参考までに、下記のように改正要点をまとめました。

要約	条項番号	現行	意見募集稿	コメント/説明
1) 権利救済(援引導入、優先権回復など)	第6条	復審請求期限は拒絶査定を受領した日からの3ヶ月以内であり、期限満了後、請求ができない。	復審請求期限満了日から2ヶ月以内に、復審請求権の回復を請求することができる。	期限満了日から2ヶ月以内、復審請求権の回復請求と共に復審請求可能。
	第31条の1、第110条の1	優先権期限は12ヶ月であり、期限満了後、回復することができない。	特許又は実用新案: 優先権期限満了日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。 PCT出願の国際出願日が優先権期限満了日からの2ヶ月以内である場合、中国へ移行した日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。	意匠については優先権期限満了後、優先権の回復ができない。
	第31条の2	出願を提出した後、優先権を補正することができない。	特許又は実用新案: 優先権日からの16ヶ月以内又は出願日からの4ヶ月以内に優先権の追加又は修正を請求することができる。	意匠については優先権の補正ができない。
	第39条の1	書類の脱落がある場合、救済措置はない。	出願を提出してから2ヶ月以内又はCNIPAが指定した期限内に、優先権書類を援引することにより特許又は実用新案出願の特許請求の範囲、明細書の一つを補足することができる。	特許請求の範囲全体、又は明細書全体を補足で提出する場合、元の出願日を保留するか否かは明確に記載されていない。
	第40条	書類の脱落がある場合、救済措置はない。	出願を提出してから2ヶ月以内又はCNIPAが指定した期限内に、優先権書類を援引することにより特許又は実用新案出願の特許請求の範囲、明細書の一部を補足することができ、元の出願日を保留することができる。	
	第72条の1	関連規定なし。	拒絶査定以外の査定についても復審を請求することができる。 無効決定以外の決定についても、法院に提訴することができる。	拒絶査定、無効決定以外のその他の決定に対する救済措置
2) 特許審査(審査手続きの最適化、品質・効率向上など)	第15条の1	外国出願人の場合、すべての特許出願手続きを特許代理事務所に委託しなければならない。	外国出願人は、次の手続きを自らで行うことができる。1) 優先権書類謄本の提出 2) 費用納付 3) CNIPAが規定したその他の手続き	
	第23条、第104条	図面がある特許出願について、要約書の図面を提出しなければならない	図面がある場合、願書の中でどの図面を要約書図面とするかを明示する必要がある。	別途要約書図面の提出必要なし。

		い。		
	第 23 条	要約書の文字部分は 300 字を超えてはならない。	削除	
	第 43 条	分割出願を提出する際に、元の出願書類の謄本及び優先権書類の謄本を提出しなければならない。	削除	分割出願手続きの簡素化。
	第 50 条	関連規定なし。	特許又は意匠出願について延期審査請求を提出することができる。	
	第 53 条、第 65 条	関連規定なし	秘密保持審査条項を拒絶理由及び無効理由として追加。	中国で完成した特許又は実用新案を外国で出願する場合、必ず秘密保持審査を請求する必要がある。
	第 62 条	復審手続きにおいて、前置審査は必須な手続きである。	削除	
	第 62 条の 1、第 68 条の 1	復審委員会は、復審において拒絶査定が正しいか否かのみを審査し、無効審判において請求人の提出した無効理由が成り立っているか否かのみを審査する。	復審委員会は、復審において拒絶査定で指摘されていない欠陥を審査することができ、また無効審判で請求人が提出されていない理由を審査することができる。	復審委員会の職権による審査範囲を拡大。
3) 意匠	第 27 条、第 28 条	関連規定なし。	部分意匠出願は、全体製品の図面を提出しなければならない。また破線と実線の組み合わせ、またはその他の手段で、保護しようとする内容を示さなければならない。また、必要に応じて、簡単な説明で保護を求める部分を明示する。	
	第 32 条	関連規定なし。	特許又は実用新案出願を国内優先権の基礎として意匠出願で提出することができる。	
	新たに追加する第 11 章	関連規定なし。	国際意匠出願に係わる特別規定：導入予定のハーグ協定関連の国際意匠出願の定義、出願日及び発効日の確定など。	
4) 開放許諾制度	第 72 条の 2～6	関連規定なし。	開放許諾声明請求手続きと内容に対する規定、公告しない状況、取消手続き、開放許諾が立てた後の登録手続き及び証明資料。	
5) 行政による保護の強化	第 80 条の 1、第 82 条、第 85 条	関連規定なし。	特許法第 70 条に記載の重大な影響がある特許権侵害紛争である状況を明確にする。 行政部門が特許権侵害紛争を処理する過程で処	

			理を中止しない状況を明確にする。 特許紛争の行政調停協議の司法確認を追加する。	
6) 特許保護期間の補償	第85条の2、3	関連規定なし。	特許法第42条第2項により特許権保護期間の補償を請求する場合、特許権者は登録公告後の3ヶ月以内に請求しなければならない。 特許権の存続期間に補償を与える場合、実際に遅延した日数により補償する。 出願人に起因する不合理な遅延の状況： 1. 指定期限内に特許庁の通知に回答しなかった 2. 遅延審査の申請 3. 援引追加 4. その他	出願日から4年を経過し、且つ審査請求から3年を経過した後に登録になった特許権は、請求により 不合理な手続の遅延 について存続期間の延長することができる。(ただし出願人の理由により遅延した場合を除く)。
	第85条の4～8	関連規定なし。	医薬品特許保護期間の補償： 1) 医薬品の範囲：中国で販売許可を取得した化学薬品、生物由来製品及び漢方薬の新薬製品特許、調製方法特許、または医療用途関連特許 2) 時間計算方法：登録を申請する新薬が中国で販売許可を取得した日から特許出願日を減算した後、更に5年を減算する。 3) 特許保護の範囲：國務院薬品監督管理部門が販売を許可した新薬に限定する。更に、当該新薬の許可された適応症に限定する。 4) 請求の条件：薬品が販売許可を取得した日からの3ヶ月以内に請求を提出しなければならない、且つ(一)一つの医薬品に係わる特許が複数ある場合、一つの特許のみに対して請求することができる。(二)一つの特許が複数の医薬品に係わる場合、一つの医薬品のみに対して請求することができる。(三)当該特許が医薬品特許保護期間の補償を受けたことがない。(四)残りの特許保護期間は6ヶ月未満である。	
7) 特許権評価報告書	第56条	特許権者と利害関係者のみがCNIPAに実用新案又は意匠権評価報告書の発行を請求することができる。	何人も請求することができる。	

CNIPAが公布した意見募集稿原文、意見提出のメールアドレス、ファクス番号、及び郵送先は下記URLまでご参照ください。https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html